

各県立学校長 様

保健体育課長

県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた
具体的な留意事項（令和3年1月20日現在） について（通知）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～(2020.12.3 Ver.5)」については、令和2年12月3日付け教保－1015で通知したところですが、県教委は同通知中の『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」における本県の感染レベルは、「レベル2」にあるものと判断しました。（令和3年1月20日付け教総－2038を参照）

ついては、これに伴う具体的な留意事項等を作成しましたので、より安全な教育活動が引き続き実施されるよう、別添の内容を確認の上、関係教職員に周知するとともに、今後
も警戒を怠ることなく可能な限り感染防止対策を講じてください。

別 添

- ・ 県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた
具体的な留意事項（令和3年1月20日現在）

【 担 当 】

保健体育課 健康教育・食育班

副主幹（兼）班長 池田 寿志

TEL 018-860-5203 FAX 018-860-5207

E-mail Ikeda-Hisashi@pref.akita.lg.jp

教保 ― 1155
令和3年1月20日

各市町村教育委員会
学校保健主管課長 様

秋田県教育庁保健体育課長
(公印省略)

県立学校における『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』等を踏まえた
具体的な留意事項（令和3年1月20日現在） について（依頼）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～(2020.12.3 Ver.5)」については、令和2年12月3日付け教保－1015で通知したところですが、県教委は同通知中の『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』における本県の感染レベルは、「レベル2」にあるものと判断しました。（令和3年1月20日付け教総－2038を参照）

つきましては、別添のとおり県立学校へ通知しましたので、内容を御確認の上、貴管下の各学校に周知するなど、適宜御活用くださるようお願いします。

別 添

- ・ 県立学校における『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』等を踏まえた具体的な留意事項（令和3年1月20日現在）

【 担 当 】

秋田県教育庁保健体育課

健康教育・食育班 副主幹（兼）班長 池田 寿志

TEL 018-860-5203 FAX 018-860-5207

E-mail Ikeda-Hisashi@pref.akita.lg.jp

県立学校における『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』等を踏まえた具体的な留意事項
(令和3年1月20日現在)

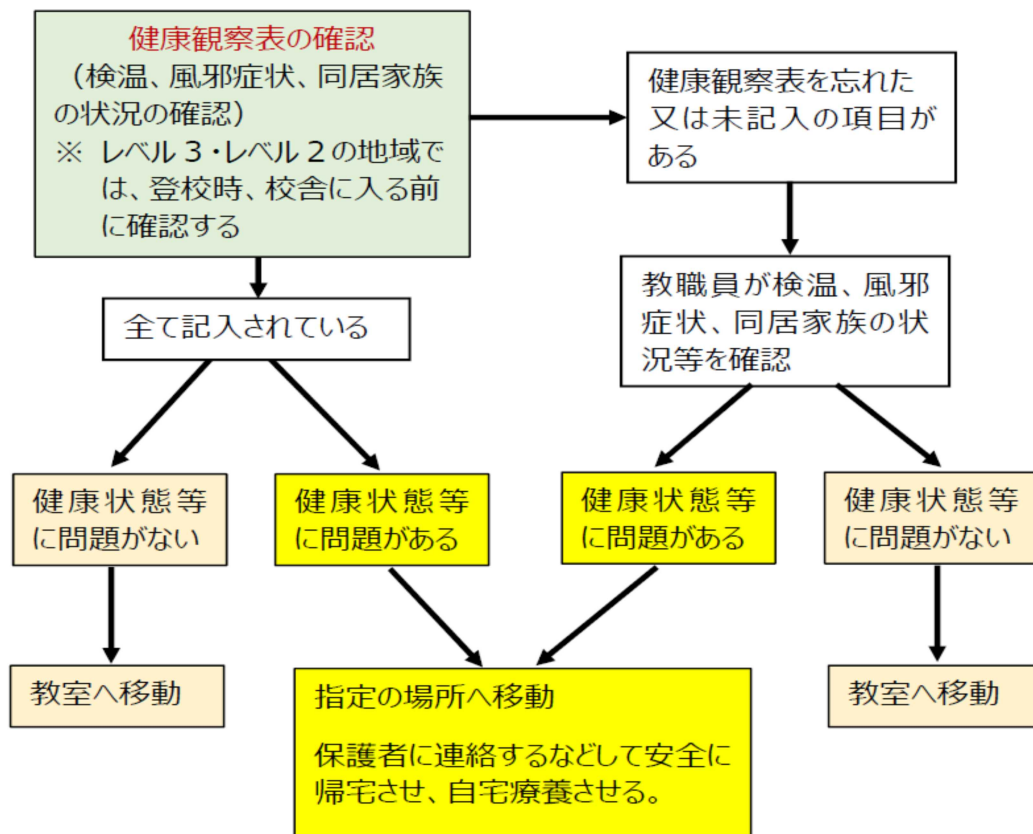
児童生徒等の健康観察実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル22、23P、教保－1122参照】

学校内での感染拡大を防ぐためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

【健康観察の際の留意事項】

- ・ 児童生徒も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底する。
- ・ 発熱等の風邪の症状がある場合等には、児童生徒も教職員も、自宅で休養する。
- ・ 児童生徒本人のみならず、家族への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう協力を求める。なお、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も同様の対応をする。
- ・ 登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前（昇降口等）に行うようにする。
- ・ 「健康観察シート」を活用し、児童生徒の情報の共有を図るとともに、児童生徒の体調を管理する。



体調不良の児童生徒等に対応する上での留意事項

【衛生管理マニュアル18P、教保-1122参照】

学校内での感染拡大を防ぐためには、学校長を責任者とし、保健主事、養護教諭、各学級担任などとともに、学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備することが重要です。また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

【体調不良の児童生徒等に対応する際の留意事項】

- ・教職員は、毎時間毎に体調不良者の有無を確認し、早期発見に努める。
- ・発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を別室で待機させ、安全に帰宅させるとともに、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取りながら、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・児童生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- ・体調不良者が使用するトイレや手洗い場を限定し、清掃や消毒等は職員が行う。

【保健室対応の際の留意事項】

- ・保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒への対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- ・専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切る、入口を分けるなどのゾーニングをして対応する。
- ・保健室入室前に、簡単な問診と非接触型体温計にて検温する。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、保健室に入室させず、別室で休養させる。
- ・対応にあたる養護教諭や教職員は、マスクを着用するとともに、必要に応じて、手袋やガウン、フェイスシールド、ゴーグル等を着用するなど、感染により一層注意する。

保健体育学習及び体育的行事の実施に関する留意事項

【衛生管理マニュアル48、49 P 参照】

生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」など、感染リスクの高い活動は避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど、実施について慎重に検討します。

【保健体育学習及び体育的行事の留意事項】

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動として、「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」「密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等が挙げられる。
- ・ できるだけ個人の用具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。また、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。
- ・ マスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるために、生徒の間隔を十分確保するなど、事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月22日）を踏まえた取扱いとすること。
- ・ 毎朝検温を行うとともに、授業前には、指導者による健康観察を行い、児童生徒の状況を確実に把握すること。また、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・ 安全な実施が困難な場合、ICT機器を活用した知識を深める活動など、指導方法を工夫すること。

部活動の実施に関する留意事項(改訂版)

【衛生管理マニュアル50、51P参照】

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っ
て発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

【運動部活動における留意事項】

- ・ 県外の大会等への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。
真にやむを得ない大会と判断して参加する場合、感染防止対策を徹底した上で行うべきものであることはもちろん、参加する生徒の保護者の同意を必ず得た上で、顧問等のみでこれらの活動実施を決定するのではなく、校長の責任の下、慎重に判断すること。
また、会場への移動・食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染防止対策を講じること。
※ 大会参加校の関係者等に感染者が確認された際は、大会主催者と参加校の間で十分協議した上で、感染拡大を防止する観点から、感染防止対策を十分に講じることができないと判断した場合は、活動内容の変更や中止、大会への参加の取りやめについて検討すること。
- ・ 県外の練習試合や遠征及び、県外の学校等を招いての活動については、秋田県の「地域の感染レベル」が2以上の期間は実施しないこと。
- ・ 県内での宿泊を伴う活動（合宿等）に際しても、保護者の理解を十分得ること。
また、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討するなど感染症への警戒を強化すること。
- ・ 活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう、特に指導を徹底すること。
- ・ 活動時間や休養日については「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「運動部活動運営・指導の手引」（平成30年8月秋田県教育委員会）に準拠し、感染拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。
- ・ 各競技の国内統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドライン（指針）作りや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することとしているので、その動向を注視するとともに、各競技が採るべき最新の感染防止対策を講じること。
- ・ 本件に関する各種問合せについては、保健体育課まで連絡すること。

【文化部活動における留意事項】

- ・ 活動時間や休養日については運動部活動に準ずること。また、「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月秋田県教育委員会）に準拠すること。
- ・ 活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、実施方法を工夫し、互いに接近したミーティング等は避けること。
- ・ 吹奏楽部や合唱部などは、パートごとに時間差を設けての練習や、向かい合って練習しないなど、練習方法を工夫すること。
- ・ コンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における演技、演奏時間等はもとより、会場への移動・会食・宿泊、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
他校との合同練習等については、運動部活動と同様の取扱いとすること。

〈参考資料〉

【1月20日現在 全国の感染状況】

- ・ 首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の新規感染者数が年末にかけてさらに増加し、1月7日には全国の感染者数は7,500人を超えるなど過去最多の水準となり、1月8日には、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県の1都3県に緊急事態宣言が再発出された。
- ・ 感染者数は、緊急事態宣言の対象となる1都3県で半数を占めており、こうした大都市圏の感染拡大は、最近の地方における感染の発生にも影響している。
- ・ 1月14日には、栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県及び福岡県に緊急事態宣言が再発出され、緊急事態宣言は11都府県となった。
- ・ 茨城県、三重県、熊本県、沖縄県の4県は、独自の緊急事態宣言を発出している。
- ・ 地域別の状況
 - （1）北海道：新規感染者数は減少傾向が続いていたが、その傾向が鈍化。
 - （2）首都圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県では新規感染者の増加が継続しており、医療提供体制が厳しい状況。
 - （3）中京圏：名古屋市とその周辺で感染が継続。岐阜県でも新規感染者が増加。
 - （4）関西圏：大阪府では新規感染者数が依然高い水準。京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県でも感染者数の増加傾向が継続。
 - （5）その他：栃木県、群馬県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県などでも新たな感染拡大や再拡大、多数の新規感染者の発生の動きが見られる。

【部活動や寮での感染事例等】

- ・ 文科省によると、昨年6月1日～同12月31日の間に感染の確認された児童生徒は高校2,350人、中学校1,513人、小学校2,217人など。目立つのが高校の部活動などでのクラスターで、同じ学校で10人以上の感染者が出た事例は26件に上る。
- ・ 千葉県船橋市立船橋高校では昨年12月、男子バスケットボール部で部員39人中37人の感染がわかった。練習試合の相手だった茨城県の土浦日大高バスケットボール部でもクラスターが発生。松江市の立正大湊南高では寮生活を送るサッカー部員が集団感染した。
- ・ 滋賀県は11月9日、10～30代の男女19人が新型コロナウイルスに感染したと発表した。うち16人は大津市にある龍谷大硬式野球部の寮で生活しており、県はクラスターと判断した。

部活動について、競技中や練習中だけでなく、生徒同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活などを含め、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にしている場合は、集団内での感染拡大の可能性が高まると考えられると指摘されている。部活動の内外を問わず、集団で長時間活動する場合は、感染症対策を徹底することが必要である。

具体的な感染症対策では、「飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける」「こまめな手洗いを励行する」「体調のすぐれない学生などは部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する」「部活動の練習場所や更衣室など、また食事や集団での移動の際の三密を避ける」の4点があげられている。

給食及び昼食実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル51P参照】

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。

【実施の際の留意事項】

- ・各学校で作成の「給食指導の要領」等に基づき、事前に全教職員が研修を行った上で、児童生徒等に対し、衛生管理等について適切に指導する。
- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・配食の前に配膳台及び机上を清拭する。
- ・配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」「会話を控える」等の対応を行う。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

高等学校等で生徒が昼食をとる場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。

【実施の際の留意事項】

- ・生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場合は、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」「会話を控える」等の対応を行う。
- ・食後、歓談する際には、必ずマスクを着用する。

登下校に関する留意事項

【衛生管理マニュアル54P参照】

登下校時において、公共交通機関の利用について、「3つの密」が生じうることを踏まえた工夫や指導が必要です。

【登下校中のマスクの着用についての留意事項】

- ・熱中症のリスクが低い冬期の登下校時については、マスクを着用するよう指導する。なお、肌が弱い等の事情がある児童生徒については、人と十分な距離をとるよう指導する。

【公共交通機関を利用する際の留意事項】

- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うよう指導する。

児童生徒定期健康診断実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル55 P 参照】

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は、当該年度末までの実施としています）。

【実施の際の留意事項】

- ・感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなど工夫する。
- ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- ・部屋の適切な換気に努める。
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける。
- ・会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する。
- ・検査器具の消毒等を徹底する。（特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの）

家庭内で感染を防止する上での留意事項

【衛生管理マニュアル19 P 参照】

新型コロナウイルス感染症の家庭内感染が、学校における感染拡大につながる例が見られます。増えています。主な感染経路は飛沫感染と接触感染です。生徒のほか、保護者の皆様にも「家庭内でできる感染予防～大切な人を守るために～」を参考に、感染対策を呼びかけてください。

【家庭内でできる感染予防】

- ・規則正しい生活をする。
- ・毎朝の健康観察を実施する。
- ・常にマスクを着用する。
- ・こまめに手洗いを行う。
- ・こまめに換気をする。
- ・共有部分は消毒する。

家庭内でできる感染予防 ～大切な人を守るために～



秋田県

規則正しい生活

- 早寝・早起き・朝ごはんは生活リズムを整えるための基本です。
- 体調管理のための栄養補給をしましょう。
- 免疫力アップのためにも、睡眠習慣を整え、適度な運動と休養を心掛けましょう。



こまめな手洗い

- 手についたウイルスを、石けんと流水で洗い流します。
- 外から帰った時、食事の前後、トイレや掃除の後、みんなで使うものを触った後に手を洗いましょう。

共有部分の消毒

- ドアノブ、スイッチ（照明等）、テーブル、手すり、リモコン、トイレのレバー、PC・タブレット、その他、家族がよく触れるところを1日1～2回消毒しましょう。



インターネット等を利用する場合には、偏見や差別につながる行為（誤った情報発信、感染者を特定しようとする悪口や冷やかし等）を絶対にしてはいけません。

保護者の皆様へ

毎日、感染防止対策にお取り組みいただきありがとうございます。引き続き、ご家庭でも各自でできる感染防止対策をお願いします。

毎朝の健康観察



- 毎朝の検温及び風邪症状を確認し、発熱や体調が思わしくないと感じた時は、外出しないようにしましょう。

どこでもマスク



- 飛沫（つば）の中に含まれているウイルスが飛び散らないようにします。
- 公共交通機関を利用する際は、マスクを着用して咳エチケットに気を付けましょう。

こまめな換気



- 新鮮な空気を部屋に入れ、ウイルスを外に追い出します。部屋の窓を2か所開けると効率よく換気できます。
- 冷たい風が、直接体に当たらないよう気を付けましょう。
- 湿度も適度に保ちましょう。
- 人が集まりやすい場所や換気の悪い場所には、立ち寄らないようにしましょう。